記者発表資料

解禁：取締り実施後

平成２４年１０月１１日
国土交通省東北地方整備局
酒田河川国道事務所

特殊車両の指導・取締りを実施

国土交通省酒田河川国道事務所は、一般国道７号鶴岡防災ステーションにおいて、鶴岡警察署の協力のもと、特殊車両の指導取締りを実施します。
この取締りは、道路の保全と交通の危険防止を図るため、特殊車両通行許可が適正に履行されているかを確認し、違反車両に対しては必要な措置を命じることを目的として実施しているものです。

取締日時：平成２４年１０月１６日(火)　９時３０分～１１時００分
（予備日　１０／１８）

取締場所：鶴岡防災ステーション　（鶴岡市矢馳　地内）

◆位置図◆



◆過去の指導取締りの様子◆



《発表記者会　　酒田記者クラブ　鶴岡記者会》

問い合わせ先

国土交通省　酒田河川国道事務所
道路管理課長　渡辺　信悦　TEL　0234-27-3331（代）

鶴岡国道維持出張所長　石川　榮一　TEL　0235-22-0428

参考資料



重量オーバーは道路に負担をかけています！

大きな車、重量のある車を通行させる場合には許可が必要です

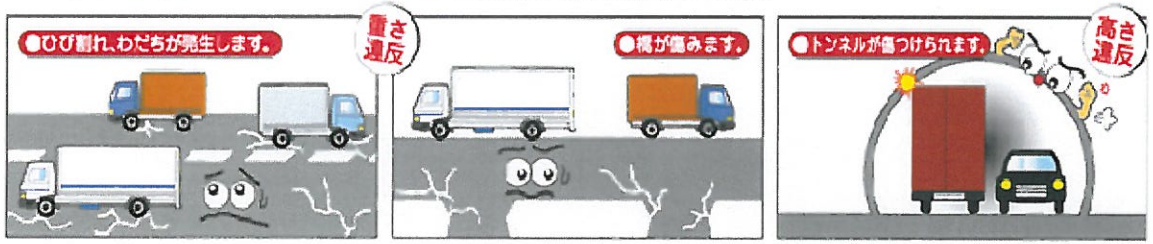
国土交通省　酒田河川国道事務所

〒998-0011
山形県酒田市上安町1-2-1
TEL 0234-27-3331

ホームページ
http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/
e-mail sakata@thr.mlit.go.jp

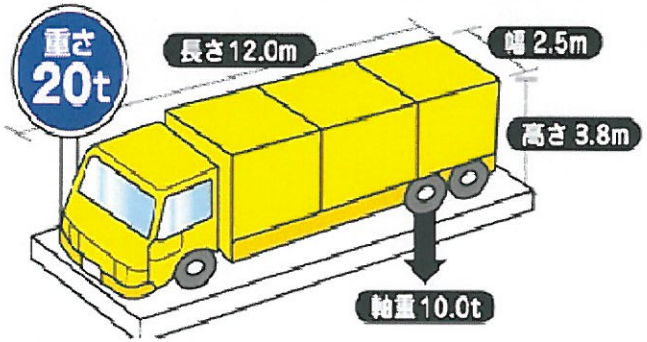
道路が傷ついています

大型の特殊車両は、法令により道路管理者の許可を受けて通行しなければなりません



正しい基準を守りましょう

これらの基準のうち
ひとつでも超えると、
「特殊車両」です。



建設機械の搬送は充分にご注意ください！

歩道橋の高さは4.5m　まさか、ぶつかるはずがない・・
でも、実際に衝突事故は起きています。

歩道橋が損傷したため歩行者が通行できず迷惑をかける事になりました。

走り出す前にもう一度、高さの確認をお願いします。

その高さは、本当に大丈夫ですか？

重機を搬送する際は
機械のアームを安全な高さにおさめてから走行しましょう！

一般車両の高さ制限は3.8m
これを超える車両は、
通行に許可が必要です。



安全確認！何度でも！

参考資料
【事例】

特殊車両が関係した重大事故

東北地整管内

○平成２３年６月発生
重量物運搬用セミトレーラーが、２車線トンネル内部で積載物を落下。
対向車のドライバーが負傷。約６時間全面通行止め。

▼事故状況▼



▼通行止め状況▼



▼事故原因車両▼



当該車両は、特殊車両通行許可を取得せずに、道路を走行中事故をおこした。



○平成24年6月発生
セミトレーラーが反対車線にはみ出し、歩道橋の階段部分に衝突